

江東特支 校外歩行、宿泊学習の安全の心得（基礎的環境整備）

1 歩行時の安全

- ① 歩行時は先頭と最後尾に教員がつき、安全を把握し、生徒の安全な歩行のため、教員が車道側を歩くこと。
- ② 引率時は動きやすい服装、靴はリュックやウエストポーチ型とし、両手が空くようにすること。
- ③ 歩行時は、生徒がこだわるものが周囲にないことを確認し、突発的な行動に備えること。
- ④ 出発時、到着時、場面が変わったときは、必ず点呼をとること。
- ⑤ 配慮が必要な生徒には、教員が手をつなぐなどして歩行し、生徒を必ず視野に入れること。
- ⑥ その場を離れる時は、必ず周囲の教員に一声かけてから離れること（宿泊学習時も同様）。
- ⑦ 交差点での安全確認は必ず教員が行い、横断歩道を渡り終わった時に、逆戻りすることも予想して安全確認を行うこと。
- ⑧ バスや電車を利用する際は、配慮が必要な生徒に関して、他の乗客との距離や車内での位置や途中下車等に配慮する。ホームでの飛び出し等に留意し、教員が線路側に立つこと。
- ⑨ 移動時の乗り物の乗下車時、施設への入館、退出時等、要所毎に人数確認を行い、責任者に報告すること。
- ⑩ 水分補給をこまめにすること。

2 宿泊時の安全

- ① 宿舎に到着し部屋に入ったら、必ず避難経路の確認を行うこと。
- ② 宿舎の部屋の中に危険物がないか確認すること。
- ③ 部屋の窓の開閉状況を確認すること（窓からの飛び出しなどを防ぐ）。
- ④ 水筒の中身は必ず、その日のうちに処分し中を洗って乾燥させること。
- ⑤ 就寝時は生徒の実態に応じて各部屋に教員が付き、生徒の安全を把握すること。
- ⑥ 食事では、食物アレルギー対応の生徒を確認すること。
- ⑦ 服薬の確認を行うこと（食事との食べ合わせ等に注意する。例：抗けいれん剤テグレトールとグレープフルーツ）
- ⑧ 入浴では浴室は複数で対応し、緊急時に備えて脱衣室にも人員を配置すること。
- ⑨ 引率者は、生徒よりも早く起床し活動に備えること。

3 実施計画に当たって（宿泊学習、校外学習 等）

- ① 実施要項には緊急時の避難場所、医療機関、AED設置場所を明記し引率者に周知する。（共通）
- ② 引率者マニュアルには、基本体制（移動体制）、食事体制、入浴体制、宿泊体制（部屋割り）を分かりやすく明記すること（宿泊行事）。
- ③ 担当者は事前に危険個所の有無、工事中の場所、トイレの場所等歩行ルート内を確認しておくこと。
- ④ 校外学習届は、地図、緊急時の対応、連絡先などを添付し、事前に管理職へ提出する。
- ⑤ 引率者は緊急時の連絡方法を確認しておく。（共通）
- ⑥ 生徒の実態に合わせた歩行計画を立てる。（共通）
- ⑦ 救急セットを携帯すること。（共通）
- ⑧ 個人情報の管理方法や責任者を明確にしておく。（共通）
- ⑨ 学校携帯を携行し、使用について保護者へもお知らせする。（使用学校携帯電話番号など）（共通）